行田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 7 日

行田市長　行田邦子

行田市企業管理規程第 6 号

行田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

行田市水道事業給水条例施行規程（平成１０年企業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第２４条第２号ア及びイ中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。